## クレイトン・ユッツ法律事務所 ニュースレター

**CLAYTON UTZ** 

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター(第69回)をお届けいたします。

本ニュースレターについて、<u>ニュースレターの内容に関するご質問</u>、<u>その他のご意見やご要望</u>などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2021年2月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

## 今月の主要トピック:

## 不動産賃貸借に関する COVID-19 救済措置の現状

2020 年、新型コロナウイルスによって経済が大きな影響を受けたことを背景として、オーストラリアの各州において、連邦政府の策定した指針をベースとして、不動産賃貸借につきそれぞれ独自の COVID-19 救済措置 (例えば、賃料不払いを理由に契約を解約したり、利息を求めたりすることを禁じる等)が採用されました。

しかし、最近、各州で新型コロナウイルスによる影響が減少してきた ことを受け、救済措置が徐々に縮小し始めています。

商業用の賃貸借については、オーストラリア首都特別地域、南オーストラリア州およびタスマニア州など、COVID-19 救済措置が既に終了している地域もありますが、その他の地域では、救済措置を延長する措置が取られてます。

一方、居住用の賃貸借については、タスマニア州、南オーストラリア 州やクイーンズランド州では、その全部または一部の救済措置が既に 終了しています。

本稿では、COVID-19 救済措置に関する現在の状況について具体的に解説します。

原文(英文)へのリンクはこちら。

#### Japan Practice 紹介サイト



## 「.com.au」及び「.net.au」のドメイン名の登録・更新の 基準変更

2021年4月12日より、ドメイン名の登録・更新の基準が変更されます。現在は、「.com.au」や「.net.au」のドメイン名を登録するには、申請人の氏名またはトレードマーク、略語、または頭文字と一致する必要があり、そうでない場合には申請者と密接かつ実質的に関連している必要があるという「close and substantial connection」ルールが採用されています。しかし、4月12日の変更により、これよりも厳しい基準が適用されます。

この新しい基準においては、「.com.au」や「.net.au」のドメイン名は、ドメイン名と一致する豪州のトレードマークの申請または登録がなされている場合に限り、登録できることになります。

また、この新しい基準は、4月12日の変更後のドメイン名の登録のみならず、既存のドメイン名の更新時にも適用されることになります。 さらに、外国企業や外国の事業主に対しては、より厳しい要件が課されることになっています。

本稿では、ドメイン名の登録・更新の詳しい基準やその違反の効果に ついて解説します。

原文(英文)へのリンクはこちら。

## ウェビナー:不動産賃貸借における賃借人の経済的困窮や 破産状態の対処方法

本ウェビナーでは、不動産賃貸借契約における賃借人の債務不履行や 破産の問題に対応するために、次のトピックを通して、基本的な戦略 についてお話しします。

- 債務不履行処理について
- 未払金を追求するメカニズムについて
- Retail Shop Leases and Other Commercial Leases (Covid-19 Emergency Response) Regulation 2020 (Regulation) について
- 対応として採用できるオプションについて
- 外部管理人や清算人が選任されたときに何をするべきか

本ウェビナーへのリンクはこちら

## オーストラリア会社法概説 〔第 2 版〕 (2019)



加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。第2版は、2014年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等を反映しています。本書のご購入を希望される方は、出版者(信山社)に直接メールにてご注文いただくか、アマゾンジャパンにてご購入いただけます。

#### 不公平契約条項に関する内容改正について(消費者法)

豪州では、不公平契約条項 (unfair contract terms) は消費者法によって 無効とされますが、不公平契約条項に対して罰則を課す規定は存在し ていませんでした。しかし、現在、消費者法の改正において、不公平 契約条項に対して罰則規定を設ける予定であることが明らかとなりま した。具体的な内容はまだ明らかになっていませんが、罰則規定を設 けることについては、各州・準州および連邦政府担当大臣らによって 合意されている状況です。本稿では、改正についての説明に加えて、 現在の消費者法における不公平契約条項の要件やその効果について、 具体的に説明します。

原文(英語)へのリンクはこちら

#### 職場での調査の重要事項:何から始めるべきか(労働法)

職場において生じた問題の調査は、その実施において様々な困難を伴うことが予想され、必ずしも単純なプロセスではありません。しかし、事前に周到な計画を立て、リスクの査定と対応策を十分に検討しておくことによって、職場における調査を成功に導き、従業員や事業に対するリスクを適切に管理することが可能になります。

本稿では、誰が職場における調査を行うべきか、および調査期間中に 従業員の注意すべき事項(行わなければならない事項および行っては ならない事項)をトピックとして説明します。

原文(英語)への<u>リンク</u>はこちら

今後のセミナー等の予定

#### 豪州の不動産投資と資金調達(東京)

加納弁護士がパネリストとして参加する予定であった第4回 IBA アジアを基盤とする国際金融法会議(4th IBA Asia-based International Financial Law Conference)は当面延期されることとなりました。同会議では、「不動産投資と資金調達」のテーマで、豪州で不動産投資を行う場合に生じる法的問題、一般的な投資ストラクチャー、資金調達の方法、クロスボーダー投資を行う際に生じる論点等について解説する予定です。

#### 最近行われたセミナーのご報告

オーストラリア外国投資規制の変更(改正案第 2 段のポイント) (2020年10月20日、オンライン)

加納弁護士と山浦弁護士が、2020年10月20日に、「オーストラリア外国投資規制の変更(改正案第2段のポイント)」をテーマに講演(ジェトロ・シドニー事務所と共催)を行い、改正案第2段で公表された、国家の安全に関連する投資の除外証明、政府系投資ファンドによる投資の承認要件の緩和、手数料体系の改正等について解説しました。講演で使用した資料はこちらの<u>リンク</u>先からダウンロードできます。講演の録画は、こちらのウェブページでご覧いただけます。

# 外国投資規制の変更(2020 年 8 月 25 日、2020 年 9 月 17 日、オンライン)

加納弁護士と山浦弁護士が、2020 年 8 月 25 日に、「外国投資規制の変更」をテーマに講演(西豪州日本人会商工部会と共催)を行い、外国投資規制の主要な改正点と今後オーストラリアに投資する企業が特に留意すべき事項について解説しました。講演で使用した資料はこちらの<u>リンク</u>先から無料でダウンロードすることができます。また、講演の録画は、こちらの<u>ウェブページ</u>にてご覧いただけます。また、加納弁護士と山浦弁護士が、2020 年 9 月 17 日に、ジェトロ・シドニー事務所主催のウェビナーにおいて、同じテーマで講演を行いました。

# COVID19 の影響を受けた事業を支援する豪州政府の政策 (2020 年 5 月 29 日、オンライン)

加納弁護士が、2020 年 5 月 29 日に、「COVID19 の影響を受けた事業を支援する豪州政府の政策」をテーマに講演(ブリスベン日本商工会議所主催 2020 年度第 1 回オンライン勉強会)を行いました。新型コロナウイルスによって打撃を受けた企業を救済するための二つの立法について、制度の概要と実務上の留意点等について解説しました。講演で使用した資料はこちらのリンク先からダウンロードできます。

#### 最近の出版物等

#### 『オーストラリア会社法概説』〔第2版〕 (2019)

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第 2 版が出版されています。第 2 版では、2014年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等を反映しています。本書のご購入をご希望される方は、出版者(信山社)に直接メールにてご注文いただくか、アマゾンジャパンにてご購入いただけます。

#### 『オーストラリアにおけるビジネス展開』 (2019)

本稿は、オーストラリアにおいて事業機会を求める投資家や事業者の ために作成されたものであり、対オーストラリア投資を成功に導くた めに知っておいた方が良い法律や規制を網羅し、その概要について紹 介する最新版の冊子です。本稿はこちらの<u>リンク</u>先から無料でダウンロードできます。ウェブページ版はこちらです。

## 『日本企業によるオーストラリアへの投資の状況と留意点』 (2020)

加納弁護士が、昨今のコロナ危機を踏まえた日本企業による豪州への 投資の状況と投資後に留意すべき点を説明した、短い日本語のご案内 ムービーです。本動画は、こちらのリンクからご視聴いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを構成するものではありませんので、ご留意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。なお、掲載されている弁護士は、オーストラリアのすべての州又は準州で弁護士資格を有しているとは限りません。

#### 連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7599(大竹)までご連絡ください。



パートナー 加納寛之 メール: hkano@claytonutz.com



シニアアソシエイト 山浦茂樹 メール: <u>syamaura@claytonutz.com</u>



シニアアソシエイト Jessica Lee メール: jeslee@claytonutz.com



ロイヤー 藤崎信吾 (日本に出向中)



ロイヤー 嶋田雅 メール: mshimada@claytonutz.com



ロークラーク 高木大輔 (日本法弁護士・日本から出向中) メール: <u>dtakagi@claytonutz.com</u>



エグゼクティブ・アシスタント 大竹佳代子

メール: kotake@claytonutz.com